

## R6 池ノ森小学校「いじめ防止基本方針」（概要）

いじめは児童の心を傷つけ、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題です。本校では、全児童が楽しく、安心して学校生活を送れるよう、次のような基本理念のもと、いじめの未然防止に取り組むと共に、早期発見と早期解決に取り組んでいます。

### 学校としての基本理念

- 全ての教職員が、いじめの未然防止、早期発見に重点を置きけんかやふざけ合いがいじめかにあたるかどうかを丁寧に把握する。
- いじめにあたる場合は「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」といことを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

### I いじめの未然防止

#### (1) 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

#### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

#### (3) 特別活動の充実

- ・望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

#### (4) 人権教育の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

#### (5) 保護者・地域との連携

- ・家庭訪問や教育相談、学年懇談会などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・「けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もある」という認識をもち、日頃から当事者間の人間関係に留意し観察する。

#### (6) 情報モラル教育の実践

- ・児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解さ

せながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

- ① 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
- ② SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
- ③ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底をする。

(7) 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ・いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

(8) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置づける。

## II いじめの早期発見

(1) 児童の見守り・信頼関係の構築

- ・児童の些細な変化に気づくこと。
- ・児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。

(2) 情報交換による共有

- ・毎月1回、職員会議時に児童指導委員会を開催し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

(3) アンケートの実施

- ・児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

(4) 教育相談の充実

- ・教育相談月間を学期に二回設定する。
- ・児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

(5) 家庭との連携

- ・日頃より家庭との連携を密にし、児童の変化に気づけるようにする。

## III いじめの早期対応

(1) いじめ対策委員会による調査

- ・いじめ対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けたり、外部専門家とも連携をとったりする。

(2) 保護者への報告

- ・いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

(3) いじめられている児童及び保護者への支援

- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

(4) いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」としての立場を明確に示す。

い」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

(5) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(6) ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(8) いじめの解消の要件

- ・いじめに係わる行為が止んでいることとは、「被害者に対する心理的物理的な影響を与える行為が相当の期間（3ヶ月）継続している。」ことを認識する。  
「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。」を認識し、判断する上で児童及び保護者との面談も考慮する。

#### IV 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- 1 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 2 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- 3 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- 4 いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- 5 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- 6 いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。